

1. 件 名 : 「日本原燃 (株) 廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関するヒアリング」
2. 日 時 : 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 (金) 1 3 時 1 5 分 ~ 1 4 時 4 5 分
3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 ※一部、TV 会議にて実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
研究炉等審査部門  
真田安全審査官、大島原子力規制専門員  
日本原燃株式会社  
埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター  
埋設運営部 課長 他 2 名  
東京支社 技術部 運転管理グループリーダー
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
配付資料なし

#### 参考

- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー放射能濃度に係るスクリーニングファクタの新規設定等ー (令和 5 年 6 月 2 6 日)  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000001\\_00008.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00008.html)
- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー廃棄物埋設施設 1 号埋設設備 6 群放射エネルギー管理の変更ー (令和 5 年 6 月 2 6 日)  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/170000001\\_00009.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00009.html)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の嶋でございます。ただいまより、埋設施設保安規定変更認可申請に係るヒアリングを始めます。お願いいたします。
0:00:11	お願いします。はい。
0:00:13	庄野さん、金井でちょっと想定してて1個の6分のんやつは、うちの書類は大体んじゃないのって話になってて。
0:00:26	来週ちょっとSFのやつ書けるんですけど。
0:00:33	事前にお伝えしてた。
0:00:36	南條だっけ。
0:00:40	自主検査の上、自主検査の条文のやつが今、
0:00:48	審査するにして、
0:00:53	自主検査の条文が、
0:01:01	等、
0:01:02	12号の廃棄物の受け入れの基準で、
0:01:06	聞けたんだけど、
0:01:08	三条改選時に出してもらったやつだと、
0:01:16	3条改正のだと。
0:01:19	17号の施設管理のところ整理させて、
0:01:25	どっちなのか整理しないといけないのと、
0:01:28	あとうちも上げてるんですけどちょっと
0:01:34	今回の自主検査の12号なのかっていう話もちょっと出てたりして、
0:01:41	12号って、
0:01:43	これ管理官のコメントではないんですけど。
0:01:47	廃棄物経歴基準についていろいろ定められてることなので、
0:01:53	何か12号なのかっていう議論とかも出たりして13号じゃないのかとか、なんかいろんな議論が錯綜していて、
0:02:03	この、
0:02:04	自主検査の条文って南條だっけ、これ。
0:02:08	十八条だけ。
0:02:09	法案基点18条ですか。
0:02:11	提案基準18情報の保安規定審査基準にどこに位置づけるのかっていうのを整理しないといけないんですけど、ちょっと解説してもらえますか。
0:02:25	日本原燃浜中です。まずはお詫びということで、18条は、今今回申請して審査基準整合の資料で出した通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	少なくとも、17号に該当する条文ではなかったということで、うちで言ったら2回前の26次改正の時から審査基準整合の資料には、17号のところに含めて、
0:02:53	申請していたんですが、今回、18号、18条、保安規定の18条が申請対象でその点をよく見に、
0:03:04	17号は明らかにおかしいだろうと。で、審査基準、受入基準に関するところなので12号が適切ではないかということで、そこは手直しをした上で今回申請させていただいたんですが本来は、
0:03:18	申請した断面で、ちょっとお伝えしておく、説明しておくべきことだったんですけども、それを説明しておりましたそこが、お詫びというか、はい。
0:03:28	社内でも12号、13号かかっていうところは、少し議論はあるんですけども、今は次をだとは思っています。ただ、ご指摘いただいた通り、
0:03:41	12号というのは、受入基準に関することを定める、定めなさいということなんですが13号も受け入れに関する措置を、
0:03:52	講じていることをしなさいと。
0:03:55	一応、藤香田と思うので、13号にも該当するんじゃないかというような意見もございます。
0:04:04	で、今は12号かなと思ってるんですけど、13号で少しそこにも関わるんじゃないかというところはおっしゃる通りだと思ってますんで、最初解釈が難しいのが、
0:04:19	経営に関わる措置で、どこまで範囲を、うん。
0:04:25	取るのかというところが、
0:04:28	現時点では経理に対して、
0:04:31	原燃が自主的についでか原燃が事業者として行っている措置なので例えば、十七条とか、記載して
0:04:43	業務課が発電所の監査をして見てきてます。あと、メーカーが、
0:04:50	家に行った、入って外観確認してます。この辺りは自分たちが受け入れのためにやってることだろうと、いうふうな社会で入れています。で、自主検査は、経理に関する措置の一環かと言われればそういう面もあるんですが、
0:05:06	これまでのちょっと別件で説明してきたとしてきていた通り、
0:05:12	法定確認の、事業者としての責任を持った対応ということで、受入基準に関するものを見てるんですということで12号が適切かなというような考えもあるので、ちょっとそこは、今は12号というのが、事業者の考えですが。
0:05:31	13号じゃないのかと言われたところに今、明らかに違いますというところまで載せは正直できない。
0:05:39	はい。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	で、
0:05:41	ちょっと私の疑問は、本当に 17 号じゃないんですって。
0:05:50	保安措置ガイド。
0:05:52	保安措置が移動を、
0:05:55	ちゃんと見れた方。
0:06:02	では使用前事業者検査と定期事業者検査と使用前検査、
0:06:08	関係ないですよ。
0:06:11	保安のための措置等の、
0:06:14	運用について定めましてなっていて、このガイドに表ちょっと動く。
0:06:22	移した方がよかったかもしれないちょっと移しますか。
0:06:46	ちょっと参加者、はい。はい。
0:06:54	教諭。
0:07:11	今、
0:07:12	これガイドなんですけど。
0:07:15	これ表 1 に示す保安のための措置等の運用について定める。
0:07:22	使用前関係なくて定期事業者県下関係なくて、使用前検査掛けなくて、法案のための措置で表の 1。
0:07:32	てなっていて、
0:07:39	でこの表の 1 で、
0:07:42	ちょっと古い規則だからわかんないんですけど。
0:07:45	その他でこの今、これが埋設なんですけど。
0:07:50	四条六条倍接する七条八条の 2 って多分、
0:07:55	廃棄体の、
0:07:57	話で、
0:08:00	事業規則、
0:08:06	ちょっと 8 条の 2 って昔あったのかどうかわかんないんですけど。
0:08:11	でも、
0:08:13	4 条から六条、
0:08:15	埋設施設の話で、
0:08:18	八条の技術賞の、
0:08:23	仲田高野浩なってますと。
0:08:26	51 条の 6 の 2 項に規定するってなっていてこの、
0:08:31	51 条の、
0:08:35	は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:38	51 条の 6 でしょうか。
0:08:43	俺って、
0:08:54	埋設施設の確認ですよ。
0:08:57	多分に行為なのかな。
0:09:01	バイス埋設しようとする汚染されたものと、及び、
0:09:06	これに対する保安のための措置が、
0:09:11	基準に適合せないといけないよね。
0:09:14	ってなっている。
0:09:16	貨物等物等に伴う保安のための措置が基準適合しないといけない。
0:09:22	ってなあって、
0:09:24	技術上の基準がありまして、
0:09:29	保安措置ガイドを見ると、
0:09:32	今回のやつなんかその他っていう欄があって、
0:09:36	埋設施設と廃棄体っていうのも何か引っかかって、
0:09:41	これ見ろって話じゃこれどこで見えるんですかってのは保安のための措置っていう。
0:09:47	バスケットで書いてんじゃないかっていう。
0:09:50	気が。
0:09:51	してますけど、なんでちょっと当時、何でこのガイドに入れたのかっていう。
0:09:59	のところは何か分析してんでしたっけ。
0:10:01	ひょっとしたら
0:10:03	今回、明らかにこの下の 10、
0:10:08	7 号だっけ、何か整理いらっしやいましたけど、
0:10:11	保安施設管理とかと関係ないよねって整理にしてるんだけど。
0:10:18	本当にそうなんでしたっけってのが不。
0:10:23	ちゃんと整理されたんでしょうか。
0:10:30	日本原燃の浜中です。今、
0:10:36	映していただいている保安の措置。
0:10:40	2、Aが何なのかというところについての議論は、特段していません。
0:10:52	この時の保安の措置っていう、すいません。私が今まで理解していた内容なんですけど、技術基準の中には、物に対して直接定められてるものとあと行為になる。
0:11:07	基準にあるので、技術基準の中の行為の部分は保安の措置が基準の中に入ってるよってこと、
0:11:16	意味だというふうに理解していました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:20	なのでちょっと市どっちかといえば施設側の方の基準になるんですけど、物自体の性能に関するものと、危険物の中に、
0:11:32	は持ち込まないとか、入れないとかそういったことを確認するという行為のこともある。水が入らないとか、そういったことを保安の措置として、うん。見ると、いうふうな。
0:11:43	解釈ですいません私は理解しておりました。で、10、審査基準の15号は、
0:11:51	施設、17号ですね。
0:11:56	埋設施設の施設管理ということで、これ新検査制動の時に、外、審査基準変わった時に新しく新設されたものだと思うんですけども。
0:12:09	これが基本的な施設管理、
0:12:12	同時にその時に保安規定改正して今、うちの保安規定でいた5章なんですけど、管理に関するものをまるっと取り込むということがこれに相当するというふうにしておりました。
0:12:28	なのでその時に
0:12:32	今の考えでは施設管理等、配置体の方の自主検査というのはちょっと別途だろうと、いうふうに理解をします。
0:12:43	では、
0:12:46	多分これ結論言うとあんまり何か埋設そこは多分すっごくなんかうまくみんな考えてなくて、
0:12:54	考えてない、ないと思うんですね。だから、
0:12:59	埋設確認どうするんですかっていうのは、多分そんなにちゃんと。
0:13:06	されてないから今こういうことになっちゃってると思うんですけど、うちはその、
0:13:19	ちょっと落とすところを言うと実は今な、何をどうして欲しいっていう意見はないんですと。
0:13:25	友情状態ですからそこだけはちょっと理解してもらって、
0:13:32	とにかくちょっと整理しないといけないなと思ってるだけなんです。
0:14:07	共有のやつとしたいんだよ。
0:14:10	今日芸。
0:14:19	でこれが当時の審査書でどうしたんですか。
0:14:24	という話になると、
0:14:30	これか。
0:14:32	施設確認と廃棄物確認に係る、これ17号で整理してんんですね。
0:14:39	J-Rを整理してて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:42	施設確認と廃棄物確認に関する検査等について検査の独立性を確保した上で実施することが定められていること。
0:14:52	ていう整理にしてるんですよえ。
0:14:57	だから要求学校もこれにしちゃってて、
0:15:01	埋設施設の施設管理、
0:15:05	保安措置ガイドを参考として定められていること。
0:15:11	保安措置ガイド含めて、
0:15:14	施設全体として管理しましょうね、これは多分どっちかっていうところや、埋設施設の話。
0:15:21	置いてて、工事するときQMSやって管理する萩堂の方が向いて、検査は、
0:15:28	埋設施設確認と廃棄物確認の検査について検査の独立性確保したことで、
0:15:34	実施することに定められていること。
0:15:38	ていう。
0:15:40	感じなんですよえ。だから、
0:15:43	何ていうかな。
0:15:44	ちょっと結論なんか、色、色、いろんな整理ができちゃって。
0:15:49	いう形になってちょっとどうしようかなっていう。
0:15:53	そこなんですけどね。
0:15:57	検査の独立性確保してるんですけど。
0:16:03	はい。日本原燃浜中です。はい。組織上、非検査部署と、検査をする検査課というのは、部門を独立させてということで、
0:16:15	分けるということで独立性を確保しています。
0:16:19	検査課はですね検査ですね。
0:16:23	はい、そうです。
0:16:25	17号側で整理するんだったら、もうあれなんですよえ。
0:16:32	経歴順から技術基準の適合性に変えるんだけど、検査独立性確保した上でやるっていうの変更はないことっていう、
0:16:41	多分落とすよこいななるんですけどね。
0:16:49	17号に引っかかんないっていうのもちょっとよくわかんないです。
0:16:54	多分原燃からすると17号って、埋設施設のことなんでしょって考え方なんですよえ多分。
0:17:03	日本原燃浜中です。はい。施設の、そうですね施設管理なので、施設に関すること。
0:17:10	という、1回でございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:12	なので
0:17:14	放射性廃棄物の確認って、
0:17:18	正直言うともう多分どこどこでも読めないんで、じゃあどうするかっていう話。
0:17:23	下しかないないんですけどね。
0:17:29	ここは、はい。
0:17:33	当社の方でも悩ましいの解釈によってはこっちにも含まれるし、そうでないともいえるっていうところは他の条文にも多分あろうかと。ふうん。
0:17:43	ここはちょっと、
0:17:46	事業者としては事業者がどの条文を満足するためにこの場保安規定の条文を書いたんですかっていう考えは、やはり整理してというか
0:17:56	ずっとスタンスは固めておかなければいけないんだろうなと思ってます。
0:18:02	それを踏まえて伊勢規制庁さんの方ではこの審査基準に対して、
0:18:12	本規定が何をもって基準を満足、審査基準を満足しているかというところを評価していただくというところは、それをまた一貫した多分考えがあるんだろうと。そうそうです。
0:18:25	それで、ちょっとお互いの認識はそれぞれスタンスは持った上でそれに合致した、申請とあとは審査なしていかなければいけないだろうな。そうですね。
0:18:36	規制庁のエクササイズはこれ正直ベースでこの
0:18:41	法案規定の条文どこの審査基準に引っかかるかっていう整理をみんなしてるんですけど、いろいろ複数に跨るよねっていう整理って、皆さんよくされてるんですね。うちが審査書書くときに、
0:18:56	いろんなところにちりばめて書くんじゃなくてもう期割りと決めの問題で今回はこっちの方が、説明しやすいよねとかそういうので、分けしてるだけなんですよね。
0:19:09	だから、
0:19:13	ただただそういうことなんですと。
0:19:16	だから、
0:19:17	17号、
0:19:21	2、
0:19:23	かかるんであれば引っかけるんだけど、完全に引っかからないのかな、何かそこがわからないんですよ。
0:19:31	一番広目にとるんだったら17号。
0:19:36	12号13号だけ。
0:19:43	一番広目行くんだったら、17号にも引っかけて、12号にも引っかけて、135人を引き上げるっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:00	一番無難なんちゃうなんですけどね。
0:20:09	資源のハマナカです。漏れなく網羅的にということであれば、
0:20:15	今から関係しそうなところには一通り書いておくというのも、一つの考え方で、
0:20:26	そうすると、
0:20:27	じゃあ、13号が、
0:20:33	受け入れ、はい。仮受け入れ等、
0:20:38	運搬と廃棄。
0:20:42	に関するところで廃棄っていうと、
0:20:46	かなり幅が広いうちの事業が廃棄等で、それに関することは、保安規定の中でもかなり広範囲に広がると思うんですけどもそこまで書きますかという。
0:20:57	そういったし、悩みが出てくるので、これはあれですね、この読み方として、事業所内の放射性廃棄物を受け入れてこれその発電所から受け入れて、
0:21:10	運搬してて廃棄して埋設すると。
0:21:14	これで保安のために講ずべき措置を講ずること。
0:21:19	と。
0:21:21	単純に廃棄施設における配置の条件。
0:21:25	ということだから多分どっちかという、廃棄施設における廃棄の、
0:21:30	条件ですかね自主検査のやつは、
0:21:36	はい。なので13号にも引っかけり得ると。で、
0:21:42	そこまで、ここ殊、13号にひっかけると、そもそも廃棄。
0:21:49	に関する保安のために講ずべき措置。
0:21:54	となると、
0:21:55	当社の事業が、はい。なるほど。かなり幅広く読めるんじゃないのと。
0:22:02	いう悩みが出てくるので、どこかで線引きをしておくのかなあと思い、今はこうしているというところがあります。
0:22:13	保安のために講ずべき、先ほどの条文のところにもありましたけど保安のために講ずべき措置、規則で言う保安のためになのか、あとガイドで言ってる法案のために講ずべき措置ってのが何なのかってところの、
0:22:28	定義によりけりなのかなと思います。
0:22:35	今の説明かもしれない。
0:22:38	ただ13号になると廃棄もう保安規定全条文、13号に入っちゃうんでってことですね。
0:22:44	結局、
0:22:46	かなり極端な言い方するということですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:50	だからそれはいいってことにして、
0:22:53	あと 12 号なのか 17 号なのか問題だけですわね。
0:22:59	10、
0:23:04	17 号をやめたのは何でなんでしたっけ。
0:23:18	17 号。
0:23:22	が、その内、中身具体的に書かれているところが、施設管理方針施設管理目標、施設管理実施計画の策定名並びにこれらの評価及び改善についてと。
0:23:37	いうところに、限定されているような、限定というかそれを具体例として挙げられているので、ここに該当する中には配置体の、
0:23:48	機種検査は含まれないだろうが含まれないということで、17 条か 17 号からは、ちょっと済みます。
0:23:56	これは、L2 はその施設管理方針とかも持ってるんですか。
0:24:02	はい、持っております。思ってます。
0:24:04	はい、高齢施設管理方針管理目標、施設管理実施計画は、これは完全に。
0:24:14	埋設施設だけですわね。
0:24:17	はい埋設施設独自のものを持っています。他の事業が他の事業。
0:24:24	そういうものがございます。廃棄体の自主検査は関係あるんですか。
0:24:33	今は策定してるこれらのものに廃棄体の自主検査は入っておりません。入ってないですか。
0:24:47	入っているのはこの中で整理されている。
0:24:50	保安規定の 25 条、これも自主検査けれどもこれが施設の技術基準に対しての事実。
0:24:58	になります。これは、この施設管理の一環として入っておりますが、それと色々な廃棄体の方の自主検査はこの施設管理の中には、今、当社の整理として当社の資料というか、そういった計画の中には含まれておりません。
0:25:28	検査の独立性、
0:25:33	何で変えちゃった。
0:25:45	勝訴は一部 II。
0:25:55	廃棄体確認は検査の独立性要求されたんでしたっけ。
0:26:07	はい、埋設施設についても、品管規則を保安規定に取り、
0:26:15	明確に取り込むとした時に、自主検査は独立性を持つということが適用されるので埋設も同じように入り、独立した形で、
0:26:26	今、要求に応じてやっているという理解です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	今日多分ちょっと結論であって、ちょっといろんな人と相談してみようかなと思うんですけど。
0:26:49	3段表のこの17号にも引っかけておかないとまずいんじゃないのかなあ。
0:27:02	というのは3条改正のときに17号また廃棄物確認検査の独立性インセリポート。
0:27:11	って言って回りつけてるから。
0:27:24	うーん。はい。全然ハマナカです。もともとはこちらが整理して出しているので、
0:27:33	権力で否定するのもちよつとあれなんですけど。
0:27:36	引っかけるのであれば、今の整理の通り、ガイドで言う保安のための措置の中で、自主検査を行うそれを独自性を持って行くと。
0:27:49	いうことがガイド上、読めるのでこの17、
0:27:54	5に対しても、18条が適用されるのか。はい。それと、この保安のための措置とは何ですかって言ったら、
0:28:04	はい。自主検査の独立性のことですと。
0:28:07	いう。
0:28:09	整理を、れ、理屈をつけるしかないかなあとは思いますが、ほぼ引き継いでいかなければいい。そうなんですよ。
0:28:20	いや結局多分保安規定審査基準が多分あんまりよくなって、
0:28:26	その埋設確認のことはあんまり考えてなくて作られてるもんだから、
0:28:30	埋設確認の自主検査どうするんだってのはめるところがなくて、この3段表作る時にバスケットでこの21号に入れるのかっていう。
0:28:42	21号に入れる。
0:28:44	ていうのもちよつと座りが悪いでしょっていうのでまあ、
0:28:48	無理くり引っかけて、
0:28:52	次
0:28:54	7号に入れたとかですね。
0:28:59	或いは17号に引っかけといて何か注釈で
0:29:04	施設管理方針等に関するもんじゃないんだけどどう、廃棄物埋設確認がその独立性を有する。なんで、そこに入れてるとかですね、注釈で入れるとか。
0:29:18	なんかそういう対応した方が、
0:29:23	過去の判断が死なないような気がしますけどね。
0:29:31	ちょっと相談しますけど中で、
0:29:39	そうですね過去の判断もありますので、そうであればちょっと我々の中ではどう、なぜここに含めているのかというのは考え方は残しまあまあそうそういうことです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:54	で、ちょっと難しいんですけど、難しいというか過去の判断に縛られずっていうんであれば改めて整理をして、
0:30:03	12条なのか、個人的には13号旧3号の方も、
0:30:09	じっくりくるんじゃないかなと思うところはあるので、
0:30:12	もし、
0:30:14	規制庁さんの中で過去の判断が、それはそれとしてという話ができるのであればちょっとこちらも、
0:30:22	12か13款は17かも含めてちょっと考えは整理して、
0:30:28	おこうと思いますが、ちなみにその規制庁の中での、
0:30:33	お話しされるのはどのくらいの、資金の話とかどのくらいの間での、
0:30:40	話になるんでしょうかもう今週来週ぐらいで、
0:30:43	結論を言うと、もう来週の火曜日に、審査書を上げるために、管理課とかいろんな人に審査書を出してですね。
0:30:54	で、ちょっと来週の火曜日までに、うちの担当に整理をさせて、相談させさせようかなと思ってるんです。
0:31:04	その1stとして、過去17号の整理にしていた。
0:31:11	で、
0:31:12	ちょっと大島さんちゃんと今聞いといて欲しいんだけど、どういう紙整理してもらおうかって思うと、
0:31:18	まず3条改正のときに、
0:31:20	チョメを取っという、そういうから落としたこととか、その3条改正のときに、その17号としての整理をしていた。
0:31:30	審査庁市はその廃血埋施設等、背景物、埋設確認の検査の独立性を有するっていうのでこのガイドに沿ってますね。全員落とすところに。
0:31:41	していた。一方でへ17号の記載っていうのが施設管理。
0:31:48	お話なので、廃棄物埋設確認に係る自主検査っていうのは施設管理に関するものじゃないので、
0:31:55	もう座りが悪いよねという議論がありました。
0:31:59	従って、今回、12号、
0:32:05	として整備をした。
0:32:06	一方で、13号に整備をするっていうのもあるんだけど、その会議の条件、
0:32:15	廃棄に係る敬礼のホース措置みたいな排気管何だっけこれ、廃棄に係る、保安のための措置に講ずることって話になるともう全部になっちゃうんで。
0:32:29	さすがにそれは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:32	座りが悪いよねっていうことで今回 12 号で整理をしてきたものであるという紙を書いて、
0:32:40	それでちょっと判断してもらおうかなと思います。
0:32:44	12 号というコンテキスト後、審査書としてはこうなるんだけど、
0:32:50	このままでいいかっていう話。
0:32:54	ここに、
0:32:56	しようかなと。
0:32:58	それでいやいやそのG7 号にも引っかけといた方がいいとか 13 号にも引っかけたおいた方がいいとか、いうのをちょっと判断を仰いで、
0:33:10	それはもう規制庁側の話なので、判断がついたら改めて原燃事業者と、
0:33:17	議論するとかですね何かそうそういうことができればいいなっていう、これは多分もう審査会合をやるとかそういう話じゃなくて、ヒアリングでいって話になると思うんで。
0:33:28	ヒアリング調整していいですよっていう話にしようかなと思いますけど。
0:33:36	はい。日本原燃浜中です。はい。承知しました。
0:33:41	はい。
0:33:42	方向性がもしあい決まりましたら、
0:33:46	ヒアリングの場で議論というか、認識合わせをさせていただければと思います。その時に次の質問としな。なんで 12 号に引っかけたんですが、
0:33:57	12 号って廃棄物、
0:34:01	受入基準に関する事項が定められていること。
0:34:08	ていうので、
0:34:10	それは何でここに引き上げたんでしょうか。
0:34:16	日本原燃浜中です。18 年。
0:34:21	土井青島委員、戸部もした改善なんでその 12 号に引っかけたの方お願いします。
0:34:27	はい。18 条は、受入基準を全厚ですね現行は受入基準を満足することを、自主検査の中でも確認すると。
0:34:37	そういう内容が書いてございまして今回改正してそれは規則に基づく技術基準に適合することという形に変わるんですけども基本的には、受入基準は審査基準の中にも、
0:34:53	埋設規則 8 条の技術基準を含む経理基準ということを確認する。
0:34:59	それに関するものが定められていることという基準ですので、基準を確認するということについてもこれに関する事項というふうに位置付けられると考えて。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	この 12 号の中に、12 号に該当するものと位置付けました。終わります。
0:35:17	ちなみにこの整理って、十四条 16 条。
0:35:22	十四条 16 条。
0:35:27	七条だから広目に立ってんですよね。廃棄物受け入れ基準じゃなくて、
0:35:36	廃棄物、ちょっと 16 条を見に見てみますか。
0:36:05	1 回の種類。
0:36:19	受け入れるとかだから、
0:36:23	運営課長なんか、経理とかそういうことまで含めてるからさ、そのん。
0:36:29	十八条みたいのと同じ分テキストで入れてるってということなんですよね。
0:36:36	今の理解でいいですねその廃棄物経理基準そのものじゃなくて、廃棄物受入基準に合致するようなことっていうのも、
0:36:47	今までこの条文に引っかけて呼んでるっていうことでよろしいんですよね。
0:36:52	日本原燃浜中です。はい。その通り少し、ジャストじゃなくても費関わる部分について、重要そうなものは入れてます。
0:37:04	当社がキャッチアップしたHeadは、オオシマのですけど、15 条とか 16 条のに書かれてるものは、この廃棄物受け入れ基準。
0:37:15	この中には入って出てこ出てはこないんですか。
0:37:20	安倍表があったと思うんですけど。
0:37:23	はい。経理基準そのものは 17 条に記載されている別表 2 のシリーズ、
0:37:29	になります。
0:37:31	だから綺麗により取り扱うっていうのがさ、落下したらだ、落下した時でも大丈夫なのかみたいな話と、引っかかるからどうなんでしょう。その 16 条っていう、
0:37:42	番号がどうなんだとかっていうのもあるしさ、経理基準で 6 だと書かせることで、
0:37:49	広い拾い上げてるってことです。
0:37:53	移管することということで、関係する条文は、この十四条は、技術基準の、その前の前提になるような、
0:38:05	そもそも許可で認められているっていうことが重要なので入れていると。あと 16 条は先ほど真田さんもおっしゃったクレーンによって、高さの制限。
0:38:17	のもとで、
0:38:19	落下しても、飛散しないとかっていう金関係も出てきますし、
0:38:24	発電所でちゃんと合格したものが輸送されてくると、それよ、ここでは容器の番号ですけれども。
0:38:32	合格したものがちゃんと届いているっていうことを、基準としては確認する基準の前提として確認するということで、幅広にはありませんが、引っかけています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:48	青島さんにはちゃんとメモしたのは、紙を作るのはもう任せてくんだけど、
0:38:55	今登場人物ちゃんと十四条とか 16 条とかってあるからしっかりそれ法、参考資料みたいな形でしっかり条文なり借りてるのか。
0:39:05	庭の紙にコピーしてもらって、
0:39:12	廃棄物、経緯で基準。
0:39:19	10、
0:39:25	1033 号、12 号か。
0:39:29	12 号、12 号に引っかかってるものってのはこの条文です。
0:39:34	刊本つけてもいいけどさ、該当のページとかしっかりクリア勝手に書いて、
0:39:38	どこの条文が、
0:39:41	どういうコンテキストでは入っているのか。
0:39:45	ていうのをしっかり整理してもらって、
0:39:50	私の持ち出しとしてはちゃんとその、
0:39:53	多分 12 行で整理したっていうのは、今のストーリーだと Tall からさ、
0:39:59	だって廃棄物受け入れるとか丸井書廃棄物確認するとかさ、今までも 12 号側の整理で、
0:40:06	技術、受け入れの基準に関する事故でコンテキストで、技術基準との関係。
0:40:15	してるものってのは全部入れてますっていう整理で、
0:40:18	そういう意味だと、今回の 18 条というのは、入れるっていうのは別にそうそごはないと。
0:40:24	ていうことをしっかり整理してもらって、
0:40:27	ただやっぱ持ち出しとしては 17 号のところの前やったんだから、17 号とかにも引っかけとかないと。
0:40:32	過去の審査との関係で不整合が生じる。
0:40:38	じゃないか。ただ整理としては、施設管理と関係ないので、少し、
0:40:44	ラジコンに入れたのかっていうのはちょっと注釈つけるとかなんか、お互い整理しておく必要があると思いますけど、ていこコンテキストでも、
0:40:53	もう上げようと思ってますよね。そういうかみつくといいます。
0:41:00	と。
0:41:02	町内といいます。
0:41:04	ちょっと相談しますと 2 とにかけ、
0:41:07	12 号の整理でいいんじゃないかっていうコンテキストで、
0:41:11	整理しようと思いますけどちょっと私の持ち出しとしては、担当の持ち出しとしては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:17	17号にちょっと引っかかってなくて、座りもないんだけど、ちょっと何か留保つきでちょっと引っかけたほうがいいんじゃないかっていうようなことは、入れて相談しようかなとは思ってます。
0:41:31	日本原燃浜中です。はい、承知いたしました。
0:41:38	一緒にすみません深山、すみません。今の長期でのご相談の結果、17号にも、各ひっかけることになれば、これは手直しをするということに、
0:41:53	なるというそうですね、リバイスしてもらおう。リバイスしてもらって、資料を田井再提出し、再最後まとめ資料を出してもらうんじゃないんだっけ。うん。その時に、
0:42:04	改定してもらってということになると思います。
0:42:08	まとめ資料は今、今の予定ですと来週の月曜日に提出する。
0:42:14	予定です。そのあと、もコメントがついて、修正あればまたもう一度、提出はすることになると思うんですがそういったタイミングで、
0:42:25	提出すると。
0:42:27	いうことでよろしいでしょうか。
0:42:29	そういう意味だと今もらっても、もう嶋さん意味あると思う。
0:42:35	今ちょっと村野載らなくていいんじゃないの。
0:42:40	審査部に作ってんだもん。
0:42:45	2度手間になるんで一旦そのちょっと別に月曜日じゃなくていいと思いますそれ可能ですか。まずいですか。
0:42:54	日本原燃ハマナカです可能ですと言って、とりあえず作っておいたんですけれども遅れる分には、はい、問題ありません。わかりました。
0:43:06	ちょっとまた、結果を報告させてください。
0:43:14	日本原燃浜中です。はい。市に提出。
0:43:21	でなければ、今補正申請書は、
0:43:27	20日提出の予定です。
0:43:30	まとめ資料も、放射エネルギーに関するまとめ資料は、新補補正申請書の補足説明資料という位置付けにもなっているので、
0:43:41	まとめ資料先に出すのはもしかして申請書本体の前に補足出しちゃうっていうテレコになるっていうことがちょっと心配としてはあったんですが。
0:43:53	ちょっとそこは出し方はやり終わっすけれども、やれば、補正のときに、
0:43:59	あわせてか補正出した後にまた資料を、
0:44:02	する方がすぐ形としてはすっきりすると思いますので、はい。
0:44:07	そのようにさせていただきます。はい。ちなみに、この、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:12	審査基準の整合資料は、ただの差し替えみたいな形になるのでしょうか。あんまりそこまで考えてな、なかなかなかったですね。
0:44:27	はい。これも申請書の、
0:44:30	1keVでいいんだっけ、申請書の一部なんですかこれっていいですか。すいません。失礼しましたこれは別なので、
0:44:39	審査基準って整合性の資料の、
0:44:45	何だろう、リバイスかけた、次の、
0:44:48	改版して出すというのが差し替えなのかそのあたりの出し方は中身固まりましたらちょっとご相談させて。
0:44:56	そうですね。うちはちょっとお作法聞こえていますか。そう。
0:45:02	聞こえております。お作法の話なんですけど。
0:45:07	この保安規定は同時に回さないんでっといけないんじゃないかっていう話になっているので、というのはその何ていうんですか保安規定の書き方が、
0:45:19	前回付のやつを変更するっていうことになってるんで。
0:45:24	旧が前回の指針が今回ですっていうことなんで、一方のやつが先に認可すると。
0:45:31	協会内に施行されちゃって、また補正が必要なんじゃないかっていう変な議論を巻き起こすっていう、言ってることわかります。
0:45:42	はい。よくわかります。
0:45:44	何度なので同時にで回すっていう、従ってその 20 日に到着したら速やかに回せるようにっていうので
0:45:57	スケーリングファクターじゃないほうが終わったんだよな。スケーリングファクターでないやつは、管理官の了解を取ったんだけど、あとスケーリングファクター10 来週火曜日。
0:46:08	なんで、多分来週火曜日はセットで行きたいんだよね多分審査書。
0:46:14	24 日、次の週くらいにセットするかとか、そういう話になると思うんだけど。
0:46:23	今持ち出しとしてやっぱ 12 号でその整理外っていう紙にしてさ。
0:46:29	ちゃんと紙に落としてさ、審査書とは別な形で紙にして、
0:46:36	17 時あげて、説明として、
0:46:43	その次、
0:46:45	10、
0:46:47	18 条の自主検査を、の整理っていうことでさ。
0:46:51	A42 枚 3 枚ぐらい、紙にして、審査書と別な形で、あそこの共有ドライブに放り込んで、
0:46:59	相談するっていう形にしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:04	12号でいいんじゃないのって話になれば12号で、私にはちょっとまとめ資料ちょっと直す、10何年も引っかけないとまずいと思うからそれは言い、それも書いたほうがいいけどね。
0:47:16	加古角でしょ。それ。
0:47:28	あと審査書の書き方とかちょっと清美を見上げてスキーの方がいいんじゃない。
0:47:34	これ。
0:47:36	間違ってるかとか間違っていないかとかさ、じゃ、良いですかね。すみません芝さんですけど、ちょっと何となくは我々の理解として、こう思ってますってことをちょっと今から口頭で言うてくんで、もし、
0:47:51	事実誤認があったらちょっと教えてください。
0:47:55	まずスケーリングファクターの新規設定の部分ですけど。
0:47:59	これは玄海発電所の3号機と4号機から発生する固化体の種類としては、均質均一固化体。
0:48:08	このうちですね、セメント固化装置の洗浄工程で発生した一部の粘土の廃棄体、これ、
0:48:18	この配置体のスケーリングファクター、
0:48:21	JRバーをセシウム137での放射能で割った値ですね、これを使用継続できないということが確認されましたと。
0:48:32	なのでこの廃棄体に対するスケーリングファクターをまずは新規設定するというのが一つ、概要の一つ目と。
0:48:39	で、
0:48:39	この使用継続使用できないことが確認されたっていうところの話なんですけど、原燃さんのその継続使用のプロセスとしては、
0:48:51	下部規定の中で、廃棄体の確認要領という規定を定めておいて、その、
0:49:00	規定に基づいて、各種日が従来のスケーリングファクターを10倍超過しているかどうかみたいなフローでもって、今回変更が必要になった。
0:49:11	という経緯で間違いないですかまず。
0:49:16	日本原燃浜中です。はい。今までのところでは、間違いはございません。はい、わかりました。
0:49:24	続いて大きく分けて二つ目ですけど。
0:49:29	配置体の検知にかかる規定の変更ということで、
0:49:36	これは
0:49:39	あれですね。
0:49:43	建設課長とか保全課長とか、運営課長の話が出てくる話ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	現状として、斎木カイノ定置前の要件。
0:49:54	満足していることを確認する部署が明確でなかった、定められてなかったと。
0:50:02	で、今回、
0:50:05	廃棄体の定置前の要件として、建設課長ほか行う埋設設備の確認であったり、保全課長は行う、クレーンのクレーン、高さの検査だったり、
0:50:18	という。
0:50:19	確認結果を、運営課長から、一元的に確認するという規定を追加する。
0:50:26	まずはここまで間違いないでしょうか。
0:50:30	日本原燃浜中ですはいここまで、間違いはございません。申し訳ここで、運営課長が、結果を一元的に確認、なぜ確認するのかっていうと、
0:50:42	課長の職務としては1回の定期っていう職務があって、前段でちゃんと、地域の要件を満足していることを、最終的に運営課長が確認して、はい。
0:50:55	掲示できるね、そういうフローになってるんで運営課長が一元的に確認する部署になってますという、いうことでよろしいでしょうか。
0:51:04	はい。その通りでございます。
0:51:08	あとは、
0:51:11	建設課長が、廃棄体の提示に際してもこの確認の結果を保全課長が、実施していましたけどこれを削除しますということですね。
0:51:24	この通り、はい。
0:51:28	続いて、自主検査項目の医師検査に係る規定の、一応我々適正化にしちゃったんですけども。
0:51:41	検査課長による自主検査っていうのは、法定確認に基づいて行われるものと。
0:51:49	この工程確認。
0:51:51	については、炉規法の50以上の6の第2号に定められておって、
0:52:00	規則に移っていったら、規則の第8条第2項に定める技術上の基準に適合することを確認するというようなものがまず法定確認ですと。
0:52:13	で、それに基づいて自主検査を行うにあたって、これまでは廃棄物受け入れ基準、
0:52:21	というものを、
0:52:24	もう用いて適合性確認をしていたけれども、この廃棄物経理基準っていうのは、先を、今言った規則に定める。
0:52:35	第8条第2項の技術上の基準もあれば、県連さんが独自に定めている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	今回で言うところの著しい搬送ってというような、その他の基準もあったりして、バスケットで、廃棄物経理基準としていたので、ここは正確に、
0:52:57	具体、規則の第8条第2号に定める技術上の基準。
0:53:03	2、亀井小を適正化する。
0:53:06	ということよろしいですかね。
0:53:12	日本原燃浜中です。
0:53:13	細かい部分で言いますと、自主検査は、法定確認に基づきというわけではなくて、法定確認と同じ。
0:53:23	同様のことを事業者みずからが責任を持って行う行為ということになりますので、法律に基づいて自主検査やれというわけではないという、
0:53:35	理解です。もう1回確認しといた方に、もう1回発言してもらえますか。
0:53:40	はい。自主検査は、法定確認に基づきというなお話だったんですけども、そうではなくて法定確認と同様のことを、事業者がみずからの責任において行うという行為だというふうに理解しております。
0:54:04	相馬。そうすると自主検査は、
0:54:08	法律に基づき、基づいて自主検査をやりなさいよっていう、なっているわけではないと。
0:54:15	あくまで自主検査として、法定確認。
0:54:20	必要な事項を確認して、
0:54:25	集計しているということですかね。
0:54:29	はい。
0:54:30	そう。そうですその通りです。そうね。ちょっと
0:54:35	文章、文書文書読み上げちゃうと、検査課長による廃棄物確認にかかる。
0:54:43	自主検査。
0:54:45	という集合は間違いですか、廃棄物確認に係る自主検査。
0:54:53	これ、これは間違いじゃないかな。法定確認に基づく自主検査だとよくないけれども、
0:55:01	はい。合計確認にかかる。
0:55:04	吸収検査。
0:55:06	はい。はい。大丈夫だと思います。
0:55:20	はい。構築にかかるという方が適切だと。
0:55:27	はい。もう1回、自主検査が。
0:55:31	自主検査って何。何やってるんですか。全部。
0:55:35	法定確認以外のやつもやってるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:39	自主検査の対象は法定確認と同じものです。なので廃棄物埋設廃棄物廃棄体の方の確認と、埋設施設の確認。
0:55:52	この2種類を行ってます。
0:56:27	他也決着ついたように思えない。
0:56:54	今、どこが引っかかったんだね。
0:57:36	危険と申しませんし、ちょっともう一度確認ですけど、この保安規定で登場してくる自主検査っていうのは、
0:57:45	ところ、第98条は、放射性廃棄物等の確認に係る自主検査で、
0:57:52	その施設の自主検査もあるんですけど。
0:57:57	はい。施設の自主検査は、25条がそれに該当します。
0:58:04	誰が行ってるんですけど。
0:58:07	それも検査課長です。遊佐課長。だから、ここで検査課長が実施する自主検査っていう、
0:58:15	文言にしちゃうと、それを廃棄物は1廃棄物の内容なのか、別々の内容なのかわからないってことですかね。
0:58:27	資料では、
0:58:37	この第18条に定められたものについてはもう、廃棄物の、
0:58:43	自主検査、廃棄物が、
0:58:46	技術基準に適合していることを確認する自主検査ってことで、
0:58:52	間違いないですかね。
0:58:54	日本原燃浜中です。はい。その通りでございます。
1:00:24	何、何に引っかかったから。
1:00:31	なんか真木間違ってたんじゃないかと。
1:00:37	多分私が一番初めにここのさっきと、自主検査の話を読み上げるときに、廃棄物確認に基づく自主検査って言っちゃったんで、
1:00:47	いや、廃棄物、この法律に基づいて自主検査をやれって言ってることではないってことで、丹下さんから今、
1:00:55	さっき
1:00:57	低形成の話があって、
1:01:00	ちょっと実際私が紙に書いてあることで違うことを読み上げたんで、今紙に書いてあるのは、廃棄物確認に係る自主検査。
1:01:09	っていうのか、うん。整理してるんで、かかるであれば別に基づくってのは、
1:01:15	話でもないんで。うん。これは田内委員、これはいいんじゃないかっていう。
1:01:20	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:20	ことでした
1:01:22	解決されたわけですね。そうですね。そうそういうことでよろしいですかね、県連さん。
1:01:28	はい。日本原燃浜中です。はい。指摘と、正しいご理解は今お話いただいた通りです。
1:01:40	あとはいいんじゃない。
1:01:42	全然。
1:01:48	記載の適性がキャップ確認した。
1:01:51	要領、社内弁償と書いていいのかとかさ。
1:01:58	ちょっと後はその他ちょっと細々としたその記載の適正化にまとめちゃったんで、
1:02:03	一応、
1:02:06	そこも読み上げたいと思います。
1:02:10	さっき私が説明したもののほか、
1:02:14	まず社内文書の名称の変更。
1:02:19	それから、一部については統合もあるので、社内文書の名称変更及び統合というものがありますと。
1:02:29	また、埋施設安全委員会の審議事項。
1:02:36	それから、公正、
1:02:39	等の
1:02:41	記載順の変更。
1:02:47	というものがありました。
1:02:52	もう他の駒形谷津はもうそのあとで全部等ってということで、まとめちゃっています。
1:03:01	こういう表現で、
1:03:03	いつ議決後でないでしょうか。
1:03:12	日本原燃浜中です。はい。基本的には、今のご説明の表現でよろしいかと思ます。
1:03:20	また、細かいところですけども、建物管理要領のところ、東郷その通りなんですけれども、異常は削除になるということになりますのでそこが、
1:03:32	どういう位置付けでの文書になるかに合わせて、実態は統合で保安規定上はSAP上と。
1:03:40	いうことが
1:03:42	使い分けられていれば良いかなというふうには思いました。
1:03:46	以上です。
1:03:49	ここは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:54	なんでしょうね。
1:03:56	次、この見かけ上は削除なんでしょうけれども、お話を聞くと、
1:04:03	別の要領に、
1:04:05	移すってことなので、
1:04:08	別の容量っていうのはもちろんその下にもまた容量があって、そこは振り分けるって話もあるんですけど。
1:04:16	次、
1:04:17	お話聞く限りは統合でいいのかなってことで、我々統合ってことで整理をさせていただいています。
1:04:26	指摘があったのもその辺はその辺、
1:04:29	回答はしたいと思いますが、
1:04:32	お話っていうかあれだろ。
1:04:37	申請の日コピー高欄の方法って書いてるからそれ使えましてっていうのを伝えればいいんじゃないの。
1:04:46	要は前年からすると削除ですって話。
1:04:50	本文と見かけ上は削除なので、統合で書かれると困りますってことだからさ、東邦どっから本的な問題については、
1:04:59	新旧の備考欄統合って書いてんじゃないの。
1:05:08	日本原燃の浜中です。はい。話の文脈に塗りがなというところだったので統合された結果保安規定から削除されるということで東郷も間違いではないので、
1:05:21	はい文脈に応じて使っていただければ、こちらとしては問題ありません。そこそこに備考欄等統合って書いてない書いてないの。
1:05:29	東郷っていう記載があります。いや、そっち側を使っているってこと。
1:05:38	を伝えればいいんじゃない。
1:05:52	を、
1:06:16	とりあえず、我々の認識としては、特に、
1:06:24	本技術五輪等はないということで、確認させていただいてちょっと
1:06:29	またはさっきの、
1:06:32	審査基準の整理の話に戻っちゃうんですけど、もう一度その 17、昔 17 号に入れていたところをちょっと確認させてもらいたいですけど。
1:06:47	課長は、話済ます通りとしては、
1:06:53	廃棄物の埋設施設、
1:06:56	それから廃棄体の法定確認については、独立性を担保しなきゃいけないってことで、それについては、第 17 号のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:32	最中の欄のところで、ほぼ、
1:07:37	保安のための措置等に係る運用ガイド、
1:07:40	を参考にして定めなさいよってという記載があって、この法案のための処置等に係る運用ガイドの中に、さっき言った方で確認、二つの方で確認の話が入っていたので、
1:07:54	いや、違う、違う。
1:08:00	だから、結論を言うとその、
1:08:03	ファクトでいった方がいいってさ、審査書には廃棄物埋施設確認等、廃棄物確認についての検査の独立性。
1:08:13	57号に引っかけている。
1:08:17	検査の独立性どうすんだって話については、保安措置該当に書かれている。
1:08:26	要はその
1:08:27	検査、検査の独立性担保しましょうねっていうのがメインどころだったんだけど、
1:08:33	そこをどこで読むのかって言ったら保安措置ガイドしかないわけじゃないのでそこに引っかけました。
1:08:40	保安措置ガイドを見たときに、施設確認のこととか埋設確認のことなんかどこにも書いてないわけ。
1:08:49	いやその保安措置ガイドのところに埋設施設確認と、廃棄物確認のことを書いてますじゃ17号にひっかけるよって話にしかないじゃないでしょう。
1:09:02	その他は、
1:09:04	あくまでその他ですね。
1:09:06	はい。
1:09:13	うん策取り行くしかないんじゃない。
1:09:15	いやそういう会社もできるよその、17号のところの保安措置ガイドのところの、その他何とかっていうので引っかけておまして、
1:09:26	ぜひ説明もできるかもしれないんだけどそういう紙もらってないでしょう、ファクトとして。
1:09:32	当時3条改正の審査したときに、廃棄物埋施設確認と廃棄物確認用ガイド。
1:09:39	との対応でどこにひっかけるのかっていいまとめ資料もらってるわけでもないものだから。
1:09:47	何かそういう説明はできないファクトとしては、
1:10:10	続けて続けて、結局、じゃあ、ごめんなさいもう一度9日、17号まで引っかけてたっていうのは確認ですけど、ここに、法案のための措置に等に係る運用ガイドという記載があったんで、そこに引っかけてましたってことで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:26	よろしいですかね。
1:10:41	県連さんもそういうことで、はい。怒ったでしょうか。
1:10:45	すいません。今の最後のところは、保安の措置が
1:10:51	後に、
1:10:53	書かれているから、17号に引っ掛けましたという、
1:10:59	ことかという確認ですかね。
1:11:04	そもそも、
1:11:08	はい。法定確認の中に、
1:11:12	その独立性っていうと、独立性も皆担保しなさいよっていう記載があって、
1:11:18	それをこの、
1:11:20	保安規定の審査基準にどこにひっかけるのかって探したときに、
1:11:25	この17号には、
1:11:28	保安のための措置等に係る運用ガイドっていうような文言があったんで、
1:11:32	ここに引っ掛けましようっていう過去の整理が、
1:11:37	ありました。
1:11:40	そういう理解で。
1:11:43	結論を言うと私は
1:11:47	埋設施設確認と施設確認の話はスッガイドに書いていないと。
1:11:56	ひっかけることはできない。
1:11:59	んだけど、
1:12:00	いやもう後付だよ。
1:12:02	廃棄物埋設確認は、検査の独立性いうするっていう、
1:12:08	検査の独立性っていうのをどっかに引っ付けたかったんで、このガイドに検査の独立性つつうのがあるからそこを引っ付けた。
1:12:17	埋設、
1:12:18	埋設確認の独立性みたいな話はどこにも引っかかりやむかかりませんと。
1:12:26	今回保安規定追加するときに、
1:12:29	埋設確認の独立性っていうのがメインだったんだけど、それをどっかに引っ付けないといけないよね。
1:12:36	引っ付ける場所がないと。
1:12:38	ということなのでガイドの中に、検査の独立性っていうのがあるもんだから、そこに力技で引っ付けた引っ付けたと。
1:12:48	整理じゃないですか。
1:12:56	どうでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:05	聞こえてない。
1:13:08	日本原燃浜中です。
1:13:12	新保安規定審査基準の 17 号に書いてある、保安の措置ガイドには直接施設確認廃棄確認は出てこないが、
1:13:22	自主検査の独立性についてどこかで、ガイドツアーと審査基準上のどこかで引っかけるとしたときには、ガイドの中にある独立性のところ、
1:13:35	引っかけりかける形で今回の 18 条とか施設確認の 25 条の自主検査の項目も含めたんですという、含めていることの、理屈としてはそういうことだと。
1:13:51	いう整理では理解しました。
1:13:54	そういうことで、そうそう。それでもうイエスですよもう今となつては、
1:14:00	は最初に入れた。
1:14:03	ところに理屈をつけるとすればそういったところかなと思います。はい。はい。要は原燃からするとさ実施検査が追加されました。検査独立性を、
1:14:13	法案規制で申請するときに、審査基準との適合性課題できなくて、
1:14:19	どこにも引かかるものがあるって困りましたと。
1:14:23	やったときに、このガイドを見ると検査の独立性って書いてるんで。
1:14:29	埋設施設確認の独立性とかそういうのじゃないんだけど、もう検査の独立性って書いてるからもうそこに引っかけざるをえないと。
1:14:38	いう整理であると。
1:14:42	その整理をアグリーして、
1:14:44	規制庁の審査上に変えたんでしょう。
1:14:50	ていう整理なんじゃない。事実関係として当たって早々審査書にまとめられてんだもん。
1:15:02	ちょっと間違の過去の経緯はちょっとそんな感じで、整理させて、我々もちょっと整理させていただいて、
1:15:11	ごめんなさい、13 号の話で。
1:15:16	そして、さっき、
1:15:19	だけはいきいのための最中。
1:15:27	これ 13 号にもしかしたら当たるんじゃないかって話がさっきありましたけれども、そうすると何かもってそれ入れちゃうとそのもって幅広く入れられちゃいますよねって話がちょっとあったかなと思うんですけど。
1:15:39	そこはちょっともう一度確認をさせていただきたいとっていて、
1:15:47	まず、13 号に入れられそうな、
1:15:52	話としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:55	廃棄に際しての保安のために講じるべき措置のところ、
1:16:01	58 条の話が、
1:16:05	嫁さんってということなんでしたっけ。
1:16:09	それとも、廃棄施設における廃棄の条件でしたっけ。
1:16:14	日本原燃の浜中です。今の審査基準の 13 号に、
1:16:22	当てはまらないと、というような説明をするときには、13 号で、廃棄のために、保安のため、保安に本。
1:16:32	保安のために講ずべきことすべてが当てはまるんだとすると、まず事業自体が廃棄の事業なので、保安規定全体、広い広い解釈をすれば全体になりうるとただ、そんなことを書いても仕方がないので、
1:16:46	はい。に直接関わる条文だけを抜き出した時には、自主検査自体はここに当てはめてませんと。
1:16:54	いう理屈になろうかと思います。
1:16:59	中堅主幹は、
1:17:06	何か解説するとその、もうその条文が廃棄の条件とかがってなっちゃってるからさ。
1:17:11	これ廃棄事業なんでしょう廃棄事業なのに廃棄の上限数はもう全部でしょって。
1:17:17	音声の条文全部になっちゃうでしょっていう。
1:17:21	ことになるんで、それはさすがに無意味だからそんな整理はしていない。
1:17:29	従って、
1:17:32	ここへ行ってる廃棄ってというのは、建屋のさ、液体廃棄物、気体廃棄物、固体廃棄率を配置するっていう条文は比較損益かけてんじゃないの、多分。
1:17:46	ていうところでして。
1:17:49	他のさプラントのさ、その廃棄の条件先廃棄って何なんだっていった建物駅はいとかさ。
1:17:56	廃止したことと廃棄物の廃棄っていうのを引っかけてるんで。
1:18:01	そういう整理をして、
1:18:06	ていうことで一緒。
1:18:10	先生。
1:18:15	副社長上川。
1:18:18	確定的に関わる全部かかっちゃうと、全部っていうことになる。
1:18:27	埋設はいじゃない、その条文からすると、
1:19:02	一応確認ですけども、この自主検査については、もう廃棄の条件には、
1:19:08	試験化をしないと、廃棄できない、県連さんとして廃棄できないっていう仕組みにはなっていないってことですよ。つまり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:20	日本原燃浜中です。それだとちょっと語弊が出てくるんですけど、廃棄のための条件を広く解釈してしまうと、保安規定すべてが条件なので、
1:19:34	それを満足しないと埋設事業できませんのですべてになってしまうと。
1:19:39	そこを、それを全部この条文に当てはめははまりますという整理は、あまり意味がないので、ここの上部に当てはめるのは直接受け入れ、運搬廃棄に、
1:19:50	関する条文のみに絞りましたと。その中には、18条は入っておりませんという整理です。
1:20:08	直接の条文というのは、自主検査ではなくて19条の埋設業務課運営課長がやよ。運営課がやる。
1:20:18	外観確認とかそういったものは直接関わるだろうと。それを法定確認の立場で、法定確認に代わってやる部分は、それがなくても、技術基準は満足してることは、
1:20:30	直接的には別途確認しているので、そこまでは入れたけど自主検査は入れていない。
1:20:36	今回13条、13号には入れていないっていう、区切りとしてはそういった考えになります。
1:22:00	上げました先ほどのところで、だから、
1:22:04	は、配置体の技術上の基準は、第17条で、
1:22:11	埋設業務課長。
1:22:18	今やってるってことですね。
1:22:22	はい。その通りですねは17条に入れてますってことですね。
1:22:27	はい、どうぞ。18条は、その十七条の結果をもらっているだけなので、もらってるだけっていうのは語弊があるのかもしれないですけど、これは間接的に関わるものだと、そういう整理をされているってことですね。
1:22:44	はい。その通りです。はい、わかりました。
1:22:49	はい、わかりました。
1:22:52	増子。はい。
1:22:55	する。
1:22:59	そう。そう。
1:23:03	ちょ
1:23:04	ちょっと最後に1個よろしいですか。スケーリングファクターのところ、
1:23:39	後、私も入って、
1:23:44	ちょっとすいません、ちょっと共有します画面を。
1:24:39	すみませんとちょっとスケーリングファクターのところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:43	ちょっと念をもう一度教えて欲しいんですけど、全アルファード接種分 137 の各種費ってというのが、
1:24:53	この本中段にあって、
1:24:55	その判定基準として、これが、
1:25:01	10 倍を超えてしまっていましたってこと。
1:25:05	なんでしたよね。
1:25:10	はいその通りですね。はい。
1:25:16	これ、この一番下の、
1:25:19	さらに、 $J\alpha$ の従来政府で割った値。
1:25:24	この値が、
1:25:27	9 より大きいとアウト何アウトだってことでよろしいんですって。
1:25:33	はいその通りです。
1:25:35	2011 年より前と 2015 年より、
1:25:44	15 年以降は、中を超えているけれども、
1:25:51	これはJRファーマNTなので、脳幹ですよ、ノーカウントですよってことなんでしたっけ。
1:26:00	はいその通りです。NDなので、掲出されてないんですけども、仮に、数値は、仮に検出限界値で計算した場合にはこうなりますよということで、
1:26:12	出しているの、数値は出てますけれども、実質、検出されてない以上は、納官っていう、そういう、はい。
1:26:21	整理になってます。
1:26:26	新宮。
1:26:29	分子に行くから。
1:26:31	これがどれだけ、もしかしたらかなり小さくて、
1:26:37	10 倍超えないっていう線もあるってことなんでしょうか。
1:26:41	わかりました。はい。ありがとうございます。
1:26:45	はい。
1:26:47	じゃあ、Macじゃすいません。そっか。はい。衛藤原燃さんから何か確認事項ございますか。
1:27:04	特に。はい。浜中です。はい。質疑等は特にございません今日のお話の中でまとめ資料は、20 日の補正と同時かそれ以降ということで、準備いたします。
1:27:18	はい。そこを今回はこちらはそれで認識しました。
1:27:23	じゃ、本日のヒアリングこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:28	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。